

第 2 部



資料

(1)年間計画例

組織的対応

アンケート、チェックリスト例

教育相談

SNS東京ルール

地域、関係機関との連携

法、条例、規則等

未然防止・早期発見の取組

子供が安心して生活できる学級・学校づくり

○魅力ある授業の実施 ○学級経

4月

5月

6月

7月

8月

9月

【ポイント3】相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す

スクールカウンセラーによる全員面接（小5・中1・高1）
計画・実施・結果確認・情報共有 ※学校の実態に応じて終了時期決定

スクールカウン
(7月まで)

いじめに関する授業①
計画、実施

児童・生徒向け
アンケート①
集約、確認、共有

不安や悩みを抱
えたときに相談
することの大切
さを伝える指導

SOSの出し方
に関する教育
計画、実施

相談窓口
一覧配布①

校内研修①
計画、実施

下巻「教員研修ブ
ログラム」を活用

教職員向け
チェックリスト①

校内研修②
計画、実施

保護者会で
取組周知①
組織説明、協力依頼

学校サポートチーム
定例会議①
計画、実施、連携

ふれあい月間
状況把握、取組改善

学校サポートチーム
定例会議②
計画、実施、連携

学校便りで
取組周知①

下巻「地域ブロ
グラム」を活用

下巻「保護者ブ
ログラム」を活用

保護者会で
取組周知②
進捗状況、協力依

4月から3月まで年間を

校長・副校長

報 告

情報 共有

教 職 員

児童・生徒
のトラブル
や気になる
様子の
情報収集

報 告

情報 共有

<教育委員会への報告>

学校いじめ
対策委員会

実態把握の方策
検討
方策、役割分担

実態把握
観察、聞き取り、全員面接、アンケート等

いじめ認知

判 断

いじめにつながる
可能性

児童・生徒、
学級の状況
確認

対応方針策
役割分担

保 護 者

学校サポートチーム（地域住民・関係機関）

報 告

報 告

報 告

必要に応じて

教育委員会に
発生の報告

知事又は区市町村長に
発生の報告

校長・副校長

<教育委員会への報告、教育委員会との連携、教育委員会からの指導・

いじめをきっかけとした
欠席の日数が30日を経過

事実関係把握調査【学校における組織 ([例]学校
聞き取り・

対
応

被害児童・生徒の保護
スクールカウンセラーによるケア、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問

警

全校児童・生徒及び学級等の

へ重
の大
対
事
態

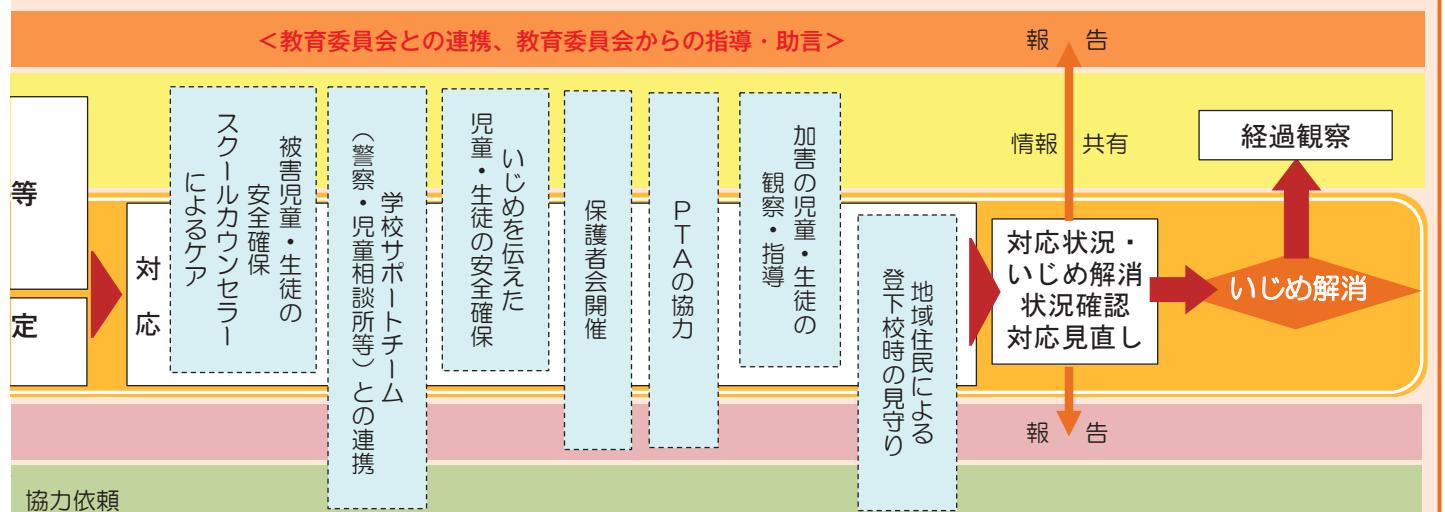
重大事態発生

※ 「いじめ防止対策推進法」第28条では、重大事態を「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「相当の期間学校前掲の「相当の期間」について、「年間30日を目安とする」と補足している。これらを踏まえ、本資料では、いじめをきっかけとした欠席の日数が

営・生活指導の充実 ○自己肯定感・自尊感情の育成 ○教職員と児童・生徒の信頼関係の構築 等



通じて、事例ごとに迅速に対応



教育委員会に
調査結果の報告 → 知事又は区市町村長に
調査結果の報告

助言による対応>

いじめ対策委員会+PTA会長・子供家庭支援センター職員等)による調査
全員面接・全員対象のアンケート等

加害児童・生徒への指導
察への相談、懲戒・出席停止、子供のケア

適応指導教室、地域住民、
医療機関等との連携

緊急保護者会
の開催

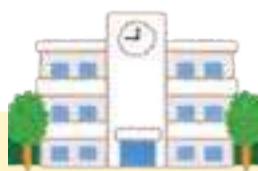
事態解決

経過観察

状況再確認、いじめの防止等取組の推進状況の検証

を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定めている。また、「いじめの防止のための基本的な方針(文部科学省)」では、30日を経過した時点で、重大事態の発生と認めた場合の対応事例を示した。

(2) いじめ防止の取組の推進における

学校、家庭、地域、関係機関等の役割**学校（全教職員）****ポイント1 軽微ないじめも見逃さない**

<教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知>

ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組む

<「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応>

ポイント4 子供たち

<日常の授業>

ポイント5 保護者

<保護者と>

学校いじめ対策委員会（全公立学校に設置）**管理職****教務主任****養護教諭****学年主任**

- 育成を目指す力の明確化
- 年間計画の作成、カリキュラム・マネジメント
- 定例会議の設定
- 情報収集・共有
- いじめの認知
- 対応方針の協議、決定
- 記録の保管と引継ぎ
- 学校評価の実施、「学校いじめ防止基本方針」の改訂
- 学校サポートチーム会議の実施

スクールカウンセラー

- 教育相談推進計画の作成、運営
- 児童・生徒の状況の把握
- 心のケア、カウンセリング
- 支援計画の作成、進行管理 等

教育相談・特別支援教育部会**生活指導主任**

- 生活指導推進計画の作成、運営
- 自己指導能力の育成に向けたカリキュラム・マネジメント
- 問題行動への対応・指導 等

生活指導部会

いじめ防止の取組を推進するためには、学校、児童生徒、家庭、地域、関係機関等が同じ目的を見据え、協働して、それぞれの役割を果たすことが大切です。



児童・生徒

自分が、いじめについて考え方行動できるようにする
から、話し合い等を通して多様性等を認め合う態度を育成>

の理解と協力を得て、いじめの解決を図る
の日常からの信頼関係に基づく取組の推進>

やすい環境の中で、いじめから子供を守り通す
庭・地域の連携による教育相談体制の充実>

体の力を結集し、いじめに対峙する
係機関等との日常からの連携>



- 子供の状況の把握
- 子供の不安の解消に向けた支援
- 人とのかかわり方に関する指導
- 学校いじめ防止基本方針の理解
- 学校が講ずるいじめの防止等のための措置への協力 等

地域・関係機関

- 子供や家庭の状況の把握、働き掛け
- 子供の不安や悩みの受け止め、支援
- 被害の子供への支援
- 加害の子供の反省を促す指導

警察署

相談機関

地方法務局

児童相談所

医療機関

就労支援機関

子ども家庭支援センター

自治体福祉関係部署

NPO・民間支援機関

学校サポートチーム（全公立学校に設置）

問題行動等の未然防止、早期解決を図るために学校、家庭、地域、関係機関が一体となり、対応



スクールソーシャルワーカー

保護者代表

地域住民

児童相談所職員

警察職員

教育委員会等

- いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処に関する指導・助言
- 学校等だけでは抱えきれない事態への対応
- 法28条1項に規定する重大事態に係る報告

- 地域の状況に応じた施策の策定、実施



知事・区市町村長

いじめ防止対策をより実効的なものにするために

ふれあい月間「学校シート」の活用

いじめ防止対策をより実効的なものにするには、「PDCAサイクルによる評価・改善」が大変重要です。「学校シート」を活用して、全教職員で自校の課題や改善策を明確にし、「学校いじめ防止基本方針」の改訂・共通理解につなげましょう。

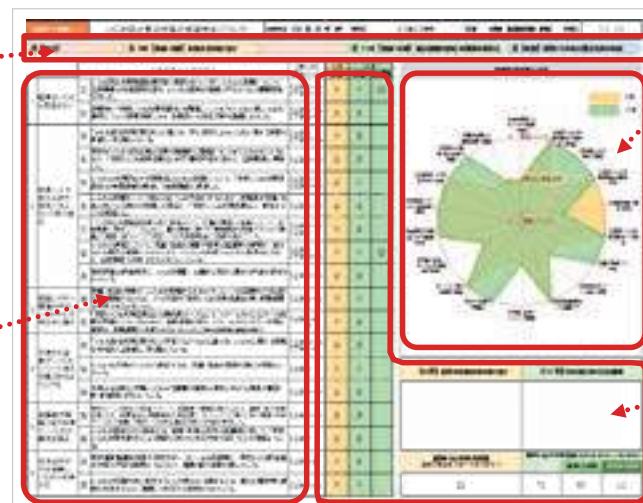
ふれあい月間「学校シート」活用のポイント

① PDCAサイクルによる評価・改善

年間を通して実行する中で、6月と11月に2回、評価・改善を行います。自校の課題や改善策を明確にした上で、学校いじめ防止基本方針の改訂を行います。

② 18のチェックリスト

都内公立学校が必ず実施するいじめ防止対策を18の項目に整理しました。「いじめ総合対策【第2次】」の参照ページを見れば、より実効的な取組にするためのヒントが得られます。



③ 取組状況の見える化

6月、11月時点の学校の取組状況が自動的に見える化されます。取組が一層推進された項目や不十分な点が明確になり、自校の現状や課題を教職員等で把握・共有することができます。

④ 振り返りの機会の設定

6月と11月に「取組状況の見える化」と「いじめの認知状況」から、自校の取組を振り返ります。11月には、重点課題と改善策を明確にし、学校いじめ防止基本方針の改訂につなげます。

⑤ 保護者、地域、関係機関の理解促進・共通理解

「学校シート」を学校だよりやホームページに掲載したり、学校サポートチーム会議における意見交換のための資料にしたりすることで、保護者や地域、関係機関等の理解促進や効果的な連携の推進につながります。

校内研修等の内容例

1 ねらい

- 自校のいじめ防止等の対策の課題について考える。
- 自校の基本方針の改訂点を理解するとともに、その実現に向けた自身の具体的な取組について考える。

2 研修の流れ（15分間×2回）

※教職員のみならず、学校サポートチーム会議等で実施しても効果的です。

	活動	留意点
年度末	①自校の現状と在るべき姿を確認する	○学校シート（現状）と学校いじめ防止基本方針（在るべき姿）を比較し、その差について、感じたことを話し合う。
	②自校のいじめ防止等の対策の課題について考える	○自校のいじめ防止等の対策の課題について考える。裏面①の枠に、自身の考えを書き、話し合う。
年度当初	①学校いじめ防止基本方針の改訂点の内容とその意義を理解する	○学校いじめ対策委員会が全教職員の意見を参考に、学校いじめ防止基本方針の改訂案を作成・提案する。 ○学校いじめ防止基本方針を教育課程や年間指導計画等に反映させる。
	②改訂点の実現に向けた自身の取組を考える。	○学校いじめ対策委員会が、学校いじめ防止基本方針の改訂点等を説明する。 ○全教職員が、自校の基本方針の改訂点やその意義を保護者等に分かりやすく説明できることを目指す。 ○いつ、どの場で、誰に対して、何を、どのように実行するか、自身の具体的な取組について考え、裏面④の枠に書く。

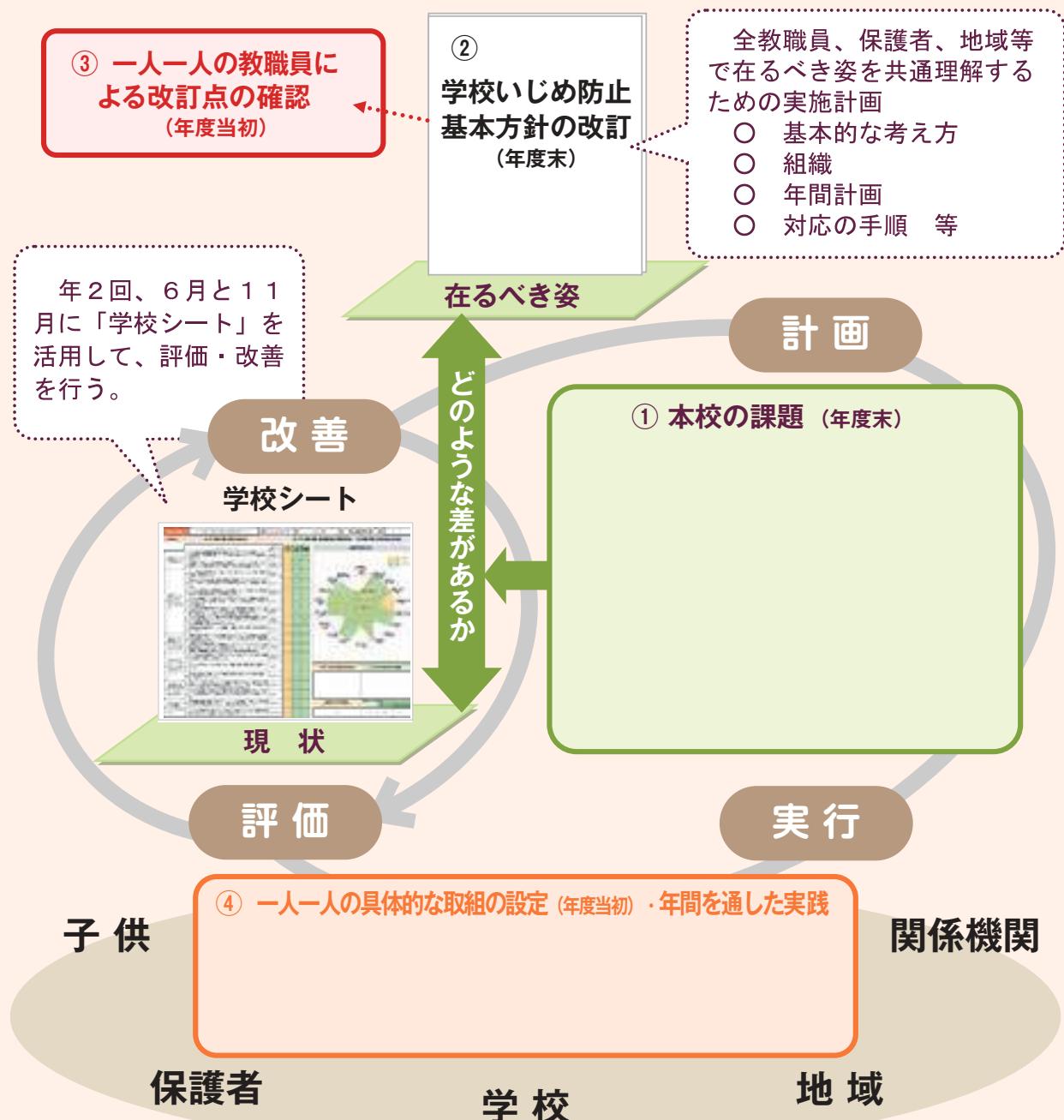
研修等で活用できる
ワークシート

いじめ防止対策をより実効的なものにする
ために、何ができるか、共に考えましょう。



課題と改善策の明確化 → 学校いじめ防止基本方針の改訂 → 共通理解

- * それを読めば、個々の教職員は自分が今、何をすべきかが分かるもの
- * それを読めば、保護者や地域は、何を協力すればよいかが分かるもの
- * それを読めば、学校が児童・生徒をどのように育てようとしているかが分かるもの



いじめ防止対策をより実効的なものにするために 「ふれあい月間『学校シート』の活用」
平成31年2月 東京都教育庁指導部指導企画課

(3) ふれあい月間学校シートを活用したPDCAサイクルによる評価・改善

○ふれあい月間「教職員シート」

①【実行】 いじめ防止等の対策の取組状況について		② 6月【評価・改善】取組状況の振り返り		③ 11月【評価・改善】重点課題の設定・改善策の具体化		④【計画】学校はじめ防止基本方針の改訂	
1 8のチェックリスト		【第2次・ 一部改定】 該当ページ		6月 評価		11月 評価	
				重点課題		取組状況の見える化	
1 軽微ないじめ も見逃さない、	① いじめ防止対策推進法に規定されている「いじめ」の定義に基づき、確實に認知している。 ② いじめやいじめの疑いのある事例について、学年や「学校はじめ対策委員会」と対応方針や役割分担を協議している。	[上]P38 [下]P72~73				6月 11月	
2 教員一人で抱え込みます、 学校一丸となつて取り組む	③ 年に3回以上、いじめ防止等のための校内研修やOJT等を受け、日常の指導に生かしている。 ④ 「学校はじめ対策委員会」の職務内容や構成メンバーについて理解している。 ⑤ 自校の「学校はじめ防止基本方針」の内容について理解している。 ⑥ 児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、小さな事例でも「学校はじめ対策委員会」へ報告している。 ⑦ いじめ防止対策推進法に規定されている「重大事態」の定義と対処について理解している。 ⑧ いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報を、定められた様式の電子ファイルに入力し、校内で共有している。 ⑨ いじめ対策に関する学校評価の結果を受け、自身の取組を振り返ったり、改善を図つたりしている。 ⑩ いじめを把握するためのアンケートを年3回以上実施し、その内容を教職員間(スクールカウンセラー等の心理職を含む)で共有している。 ⑪ 児童・生徒に対して、不安や悩みがある場合は、些細なことでも担任や他の教職員等に相談するよう指導している。	[上]P24 [上]P45 [上]P25~26 [上]P24 [上]P45 [上]P70 [上]P45 [上]P84~85 [上]P27 [上]P86~87 [上]P47~48 [上]P30 [上]P47~50 [上]P29 [上]P6~67 [上]P29 [上]P21,32 [上]P29 [上]P36 [上]P63 [上]P6~67 [上]P29 [上]P21,32 [上]P36 [上]P52~54 [上]P80~81 [上]P64,75					
3 相談しやすい環境の中で、 いじめから子供を守り通す	⑫ いじめに関する授業を年3回以上計画し、実施している。 ⑬ 児童・生徒に対し、いじめは絶対に許されない行為であることを指導している。 ⑭ 日常の授業において、児童・生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行いう場面を設定している。 ⑮ 保護者に対して、保護者会や学年便の等を活用し、「学校はじめ防止基本方針」の内容について伝えている。						
4 子供たち自身、いじめについて考え 行動できるようにする	⑯ いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に、解決に向けた対応方針を伝えている。						
5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る							
6 社会全体の力を結集し、 いじめに対峙する							

○ふれあい月間「学校シート」

	学校名 (○○立○○学校) 校種 (全日制・定時制・通信制)	校長名 ○○○○						
	④【計画】学校いじめ対策基本方針の改訂							
③ 11月【評価・改善】重点課題の設定・改善策の具体化								
	6月 評価	11月						
取組状況の見える化 <p>① 教職員による意識啓発を行った。 ② 定期的に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。 ③ 「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」に基づき、年に3回以上のいじめに開催する研修を計画し、取り組んでいます。 ④ 学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるようるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。 ⑤ いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画を策定して全教職員に周知した。 ⑥ 生徒の気気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。 ⑦ 職員に周知する「重大事態」の定義について、「事業関係を把握したための調査」の実施に当たっての学校いじめ対策委員会の役割を定めている。 ⑧ いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の経験等の情報を定められた様式の記録アドバイスにより、ハコの共用フォルダに保存されるなど、全教職員で共有できるようになりました。 ⑨ 学校評価の評価項目に、いじめ問題への適切な対応に関する内容が設定されている。 ⑩ 児童・生徒を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に実施するなどとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにしました。 ⑪ 「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーの役割を明確にしているところとともに、全員面接含め、スクールカウンセラーが得た情報報を、教職員間で共有できるようにしています。※【特別支援学校は回答対象外】 ⑫ 「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」(学習プログラムに基づき、いじめに関する授業を年3回以上計画し、取り組んでいる。 ⑬ どのような行為がいじめに該当するか、児童・生徒が理解を深める取組をしていく。 ⑭ 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成に向けた指導が意図的に行われている。 ⑮ 学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築いたため、年度当初の保護者会や学校いじめ防止基本方針等で、法の趣旨、内容やいじめの定義、「学校いじめ防止基本方針」の内容を周知した。 ⑯ いじめが認知された場合は、被害者の方々の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を徹底していく。 ⑰ 本方針の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。 ⑱ いじめが犯罪行為に該当する場合は、直ちに警察等と情報を持てます。</p>								
	⑤ 11月 次年度に向けた改善策							
	⑥月】自校の取組状況の振り返り							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>6月</th> <th>評価</th> <th>重点課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【第2次・一部改定】 該当ページ</td> <td>6月 11月</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ①全教職員によるいじめの定義の理解 ②学校いじめ対策委員会の定期的な開催 ③年3回以上の研修の実施 ④学校いじめ対策委員会の職務内容 ⑤関係機関との連携体制の構築 ⑥地域との連携協力体制の構築 ⑦保護者への対応方針の伝達 ⑧保護者への暴力的言動等の周知 ⑨主として行動の育成 ⑩児童・生徒へのいじめの定義等の周知 ⑪SCの役割の明確化 ⑫いじめに関する実施 ⑬学校評価項目への位置付け ⑭児童・生徒アンケートの実施 ⑮重大事態への対応 ⑯情報共有シートの作成・活用 ⑰SCの役割の明確化 ⑱児童・生徒アンケートの実施 </td> </tr> </tbody> </table>			6月	評価	重点課題	【第2次・一部改定】 該当ページ	6月 11月	<ul style="list-style-type: none"> ①全教職員によるいじめの定義の理解 ②学校いじめ対策委員会の定期的な開催 ③年3回以上の研修の実施 ④学校いじめ対策委員会の職務内容 ⑤関係機関との連携体制の構築 ⑥地域との連携協力体制の構築 ⑦保護者への対応方針の伝達 ⑧保護者への暴力的言動等の周知 ⑨主として行動の育成 ⑩児童・生徒へのいじめの定義等の周知 ⑪SCの役割の明確化 ⑫いじめに関する実施 ⑬学校評価項目への位置付け ⑭児童・生徒アンケートの実施 ⑮重大事態への対応 ⑯情報共有シートの作成・活用 ⑰SCの役割の明確化 ⑱児童・生徒アンケートの実施
6月	評価	重点課題						
【第2次・一部改定】 該当ページ	6月 11月	<ul style="list-style-type: none"> ①全教職員によるいじめの定義の理解 ②学校いじめ対策委員会の定期的な開催 ③年3回以上の研修の実施 ④学校いじめ対策委員会の職務内容 ⑤関係機関との連携体制の構築 ⑥地域との連携協力体制の構築 ⑦保護者への対応方針の伝達 ⑧保護者への暴力的言動等の周知 ⑨主として行動の育成 ⑩児童・生徒へのいじめの定義等の周知 ⑪SCの役割の明確化 ⑫いじめに関する実施 ⑬学校評価項目への位置付け ⑭児童・生徒アンケートの実施 ⑮重大事態への対応 ⑯情報共有シートの作成・活用 ⑰SCの役割の明確化 ⑱児童・生徒アンケートの実施 						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>該知したいじめの件数 (令和3年4月1日～令和3年6月30日まで)</th> <th>解消した件数 対応中の件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table>		該知したいじめの件数 (令和3年4月1日～令和3年6月30日まで)	解消した件数 対応中の件数	0件	0件			
該知したいじめの件数 (令和3年4月1日～令和3年6月30日まで)	解消した件数 対応中の件数							
0件	0件							

	【第2次・一部改定】	【第2次・一部改定】
1 軽微ないじめ も見逃さない	① 教職員のいじめ防止対策推進法第2条に規定されている「いじめ」の定義について、全員で理解を図り、いじめの認知が確實に行われるよう意識啓発を行った。 ② 定期的に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。 ③ 「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」に基づき、年に3回以上のいじめに開催する研修を計画し、取り組んでいます。 ④ 学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるようにするために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	【上】P38～41 【下】P72～73 【上】P56 【下】P74～77 【上】P27 【下】P70～94 【上】P25～26 【上】P25～26 【上】P45 【上】P70,79 【上】P45 【下】P84～85 【上】P27 【上】P47～48 【上】P49,52,62 【上】P29 【下】P6～67 【上】P29 【上】P29 【上】P21～22 【上】P32～34 【上】P36 【上】P63 【上】P36 【下】P80～81 【上】P64,75
2 教員一人で抱え込まず、学校一丸となつて取り組む		
3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す		
4 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする		
5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る		
6 社会全体の力を結集し、いじめに対する取り組み		

2教指企第237号
令和2年5月22日

都立学校長 殿

教育庁指導部指導企画課長

小寺 康裕
(公印省略)

学校の教育活動再開後及び令和2年度の健全育成に係る取組について（通知）

のことについて、長期にわたる学校の休業により、学校再開後においても様々な不安やストレスを抱える児童・生徒や、保護者の経済状況など家庭環境に変化が生じる児童・生徒の増加が見込まれます。

については、下記のとおり、各学校の状況に応じて、いじめ防止や不登校施策、自殺予防等、健全育成に係る取組が適切に行われるよう、お願いします。

また、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から別添写しのとおり、令和2年5月14日付事務連絡「児童生徒の心のケアや環境の改善に向けたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる支援の促進等について」により通知がありましたので、御連絡します。

記

1 学校の教育活動再開後に実施する取組について

(1) 支援が必要な児童・生徒の発見に向けた取組

支援が必要と思われる児童・生徒の早期発見・早期対応のために、以下参考資料等を活用し、学校再開後すぐに、全ての児童・生徒のストレス度を把握する（別紙1参照）とともに、教職員が児童・生徒の小さな変化を見逃さないようにするための取組（別紙2参照）を行う。

その上で、子供の気になる様子について教職員間で情報を共有するとともに、都立高校等においては、必要な児童・生徒から、スクールカウンセラーによる面接を実施する。また、必要に応じて、ユースソーシャルワーカー等による支援を行うなど、適切な役割分担により対応する。

【参考資料】

- ア 児童・生徒向けアンケート例（別紙1）
- イ 教職員向けチェックリスト（別紙2）

(2) 感染症に関する偏見や差別、いじめを生まないための指導の徹底

感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力している人々に感謝の念をもつことについて、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達の段階に応じた指導を行う。

具体的には、臨時休業明け当初に、新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ等の防止の観点から、別紙3の「講話例」等を参考に、校長等が講話をを行う機会を設ける。その際、全校放送等で講話をを行うなど、感染症対策を十分に講じる。

また、感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止に向けた指導を継続的に行う。

(3) 学校・家庭・地域の連携による「子供が安心して相談できる環境」の構築

全ての児童・生徒に、別紙4「相談窓口一覧」を配布し、どんなに小さなことでも心配なことがある場合は、身近にいる信頼できる大人や24時間受付の「東京都いじめ相談ホットライン」等の相談機関に相談するよう伝える。さらに、学校だより等により、保護者や地域に対して、学校再開後の家庭における児童・生徒の見守りについて依頼するとともに、児童・生徒に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

2 令和2年度末までの健全育成に係る取組について

(1) いじめアンケートの実施

新型コロナウイルス感染症に起因するいじめが、中・長期的に発生する恐れがあることから、いじめアンケートを、従来と同様、年3回以上実施する。なお、1（1）で実施するアンケートは、そのうちの1回とする。

(2) いじめに関する授業及び研修

従来、いじめに関する授業及び研修を年3回以上実施することとしているが、令和2年度においては、学校の状況に応じて、それぞれ年2回以上実施する。

(3) スクールカウンセラーによる全員面接

従来、小学校第5学年、中学校第1学年、高等学校第1学年を対象として、「原則として、年度始めから夏季休業前までを目途として実施する」としているが、令和2年度においては、期日を設けず、必要な児童・生徒から実施するなど学校の実態に応じて実施する。なお、全員面接支援スタッフの追加派遣が必要な場合は、別途、手続きを行う。

(4) SOSの出し方に関する教育の実施

「不安や悩みを抱えたときに、身近にいる信用できる大人に相談することの大切さ」について、校長講話、学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時などの機会を捉えて全ての児童・生徒に折に触れて指導する。

(5) ふれあい（いじめ防止強化）月間の実施

6月のふれあい（いじめ防止強化）月間は中止とし、11月のみ行うこととする。各学校は、年間を通して、いじめ、自殺、暴力行為等の問題行動、不登校等の未然防止、早期発見・早期対応等に向けた具体的な取組を行う。

(6) 児童虐待防止に向けた取組

校内研修会等で、児童虐待防止研修セットを活用することにより、児童・生徒を虐待から守り、早期発見、通告義務等について全教職員の理解を深める。

(7) セーフティ教室の実施

例年、児童・生徒の健全育成の充実を図るとともに、学校・家庭・地域社会の連携による非行防止・犯罪被害防止教育を推進するため、保護者・地域住民の参加のもと、セーフティ教室を実施しているが、令和2年度については、年間を通じて様々な場面で非行防止・犯罪被害防止について指導を行うなど、学校の実態に応じて工夫して実施する。

3 その他

参考として、「学校の臨時休業に伴う令和2年度の健全育成に係る年間計画例」を送付しますので、適宜御活用ください。

【生活指導担当】

教育庁指導部 主任指導主事 千葉かおり
電話 03-5320-6888

【不登校施策担当】

教育庁指導部 主任指導主事 勝山 朗
指導企画課統括指導主事 小鍛治誠一
電話 03-5320-6889

【人権教育担当】

教育庁指導部 主任指導主事 志村 安
指導企画課統括指導主事 小野 憲明
電話 03-5320-6837
ファクシミリ 03-5388-1733

(1)教職員向けチェックリスト例

1 表情・態度

- 笑顔がなく、沈んでいる。
- 視線をそらし、合わそうとしない。
- 表情がさえず、ふさぎこんで元気がない。
- 感情の起伏が激しい。
- ぼんやりとしていることが多い。
- わざとらしくはしゃいでいる。
- 周りの様子を気にし、おどおどしている。
- いつも一人ぼっちである。

2 身体・服装

- 身体に原因が不明の傷などがある。
- 顔色が悪く、活気がない。
- 寝不足等で顔がむくんでいる。
- シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。
- けがの原因を聞いても曖昧に答える。
- 登校時に、体の不調を訴える。
- ボタンが取れたり、ポケットが破けたりしている。
- 服に靴の跡が付いている。

3 持ち物・金銭

- 鞄や筆箱等が隠される。
- 机や椅子が傷付けられたり、落書きされたりする。
- 鞄や靴が隠されたり、いたずらされたりする。
- ノートや教科書に落書きがある。
- 作品や掲示物にいたずらされる。
- 必要以上のお金を持っている。

4 言葉・言動

- 欠席や遅刻、登校渋りが多くなる。
- 一人でいたり、泣いていたりする。
- 忘れ物が急に多くなる。
- すぐに保健室に行きたがる。
- 休み時間に校庭に出たがらない。
- 他の子供から言葉掛けをされない。
- 教室に遅れて入ってくる。
- いつも人の嫌がる仕事をしている。
- 職員室や保健室の前でうろうろしている。
- 家から金品を持ち出す。
- 不安げに携帯電話等をいじったり、メール・SNS等の着信をチェックしたりしている。

5 遊び・友人関係

- 遊びの中に入っていない。
- 友達から不快に思う呼び方をされる。
- 特定のグループと常に行動を共にしている。
- 付き合う友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がったりする。
- 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。
- 笑われたり冷やかされたりする。
- グループでの作業の仲間に入っていない。
- よくけんかをする。
- 遊びの中で、いつも鬼ごっこやサッカーのキーパーなど、特定の役割をさせられている。

6 教職員との関係

- 教職員と目線を合わせない。
- 教職員と関わろうとせず、避ける。
- 教職員との会話を避ける。

(2)児童・生徒向けアンケート質問項目例

年 組

〇月から今日までのことで、当てはまる方に〇を付けてください。(学校でのことや、学校以外のことなど、全ての時間を含みます。)

いじめの発見と自殺予防の視点を
合わせたアンケートになっている。

1 自分のことについて

	気になること、心配なこと、悩みごとなどについて	ある	ない
1	学校のことや友達のことで、気になることや悩んでいることがある。		
2	家族や家庭のことで、気になることや悩んでいることがある。		
3	その他のことで、気になることや悩んでいることがある。		
4	学校に行きたくないと思う。		
5	生きているのがつらいと思う。		

	いじめに関することについて	ある	ない
1	冷やかされたり、からかわれたり、悪口やいやなことを言われたりする。		
2	仲間外れにされたり、無視されたりする。		
3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。		
4	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。		
5	お金をたかられたり、おごらされたりする。		
6	お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。		
7	いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。		
8	メール、ネット、SNSなどで、嫌なことを書かれる。		
9	服を脱がされたり、恥ずかしいことをさせられたりする。		
10	その他の嫌なことをされる。		

2 周りのことについて(1回でもあつたら「いる」に〇を付けてください。)

	気になること、心配なこと、悩みごとなどについて	いる	いない
1	学校のことや友達のことで、気になることや悩んでいる人がいる。		
2	家族や家庭のことで、気になることや悩んでいる人がいる。		
3	あくまでも例である。どのような形式がよいか、学校、学年等の実態を踏まえ、「学校いじめ対策委員会」が十分に協議して決定する。これは無記名式の例である。		
4	生きているのがつらいと言っている人がいる。		

	いじめに関することについて	いる	いない
1	冷やかされたり、からかわれたり、悪口やいやなことを言われたりする人がいる。		
2	仲間外れにされたり、無視されたりする人がいる。		
3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする人がいる。		
4	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする人がいる。		
5	お金を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする人がいる。		
6	お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする人がいる。		
7	いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする人がいる。		
8	メール、ネット、SNSなどで、嫌なことを書かれる人がいる。		
9	服を脱がされたり、恥ずかしいことをされたりする人がいる。		
10	その他の嫌なことをされる人がいる。		

3 気になることや心配なことを3行以上書いてください。

(書くことがない人は、将来の夢を書いてください。)

自由記述は、子供が記載する時間差を生み、「あの子は何か書いている。」と悟られることにつながる。時間差をなくすため、全員が何かを書くようにする。

4 相談したいことがある場合は、ここに出席番号を書いてください。

点線で谷折りにして提出してください。

(3)生活意識調査例

◇参考資料:「問題事象の未然防止に向けた生徒指導の取り組み方(平成22年6月 国立教育政策研究所生徒指導研究センター)」p. 18~21

学校生活や友人関係に関するアンケート

問1 あなたの今の気持ちについて、いくつか質問します。「よく当てはまる」から「全然当てはまらない」までの4つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

	よく当てはまる	ば当てはまる	どちらかといえ	当てはまらない	あまり	全然当てはまらない
ア 学校が楽しい						
イ みんなで何かをするのは楽しい						
ウ 次の学年も今のクラスでいたい						
エ 授業がよく分かる						
オ 自分の顔やスタイルが好きである						
カ スポーツや音楽など、自慢できるものがある						

問2 あなたの最近の体や心の様子について、いくつか質問します。「よく当てはまる」から「全然当てはまらない」までの4つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

	よく当てはまる	ば当てはまる	どちらかといえ	当てはまらない	あまり	全然当てはまらない
ア 体がだるい						
イ なんとなく、心配だ						
ウ いろいろする						
エ 元気がでない						
オ 疲れやすい						
カ 寂しい						
キ 不機嫌で、怒りっぽい						
ク あまりがんばれない						
ケ 頭痛がする						
コ 気持ちが沈んでいる						
サ 誰かに、怒りをぶつけたい						
シ 勉強が手につかない						

問3 あなたは今の学年になってから、今日までに、次に書いてあるようなことが、どのくらいありましたか。「よくあった」から「まったくなかった」までの4つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ〇を付けてください。

	よくあつた	どちらかといえ ばあつた	あまりなかつた	まったくなかつた
ア 先生が、よく理由を聞いてくれずに、怒った				
イ 勉強の事で、友達にからかわれたり、ばかにされたりした				
ウ 授業中、分からぬ問題をあてられた				
エ 家の人が、勉強のことをうるさく言った				
オ 先生が、相手にしてくれなかつた				
カ 顔やスタイルの事で、友達にからかわれたり、ばかにされたりした				
キ 授業が、よく分からなかつた				
ク 家の人が、友達や生活の事をうるさく言った				
ケ 先生が、えこひいきをした				
コ 自分のした事で、友達から悪口を言われた				
サ テストの点が、思ったより悪かった				
シ 家族の期待は、大きすぎると思った				

問4 あなたは、あなたのまわりの人たちが、どのくらいあなたの助けになってくれると思しますか。「そう思う」から「そうは思わない」までの4つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ〇を付けてください。

	そう思う	どちらかといえ ばそう思う	あまりそうは思わない	そうは思わない
家族				
先生				
友達				
家族				
先生				
友達				
家族				
先生				
友達				

(3)生活意識調査例

組織的対応

アンケート、チェックリスト例

教育相談

SNS東京ルール

地域、関係機関との連携

法、条例、規則等

皆さんは、学校の友達の誰かから、意地悪をされたり、嫌な思いをさせられたりすることがあると思います。

そうした意地悪や嫌なことを、みんなからされたり、何度もされたりすると、そうされた人はどうしてよいか分からずにとっても苦しい思いをしたり、みんなの前で恥ずかしい目にあわされて辛い思いをしたりします。

これから皆さんに質問するのは、そうした意地悪や嫌なことを、無理やりされた時のことや、反対に弱い友達にあなたがした時のこと、あなたが友達がされているを見た時のことについてです。

問5 意地悪や嫌なことには、いろいろなものがあります。あなたは、今の学年になってから学校の友達の誰かから、次のようなことをどのくらいされましたか。「1週間に何度も」から「全然されなかった」までの5つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

	一週間に何度も	一週間に1回くらい	月に2～3回	今までに1～2回	全然されなかった
ア 仲間はずれにされたり、無視されたり、陰で悪口を言われたりした					
イ からかわれたり、悪口やおどし文句、嫌な事を言われたりした					
ウ 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして、叩かれたり、蹴られたりした					
エ ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりした					
オ お金や物をとられたり、壊されたりした					
カ パソコンや携帯電話で、嫌な事をされた					

問6 あなたは、今の学年になってから学校の友達の誰かに、次のようなことをどのくらいしましたか。「1週間に何度も」から「全然しなかった」までの5つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ〇を付けてください。意地悪や嫌なことには、いろいろなものがあります。

	一週間に何度も	一週間に一回くらい	月に2～3回	今までに1～2回	全然しなかった
ア 仲間はずれにしたり、無視したり、陰で悪口を言ったりした					
イ からかったり、悪口やおどし文句、嫌なことを言ったりした					
ウ 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたり、蹴ったりした					
エ ひどくぶつかったり、叩いたり、蹴ったりした					
オ お金やものをとったり、壊したりした					
カ パソコンや携帯電話で、嫌なことをした					

問7 あなたは、今の学年になってから学校の友達の誰かが、次のことされているのをどのくらい見ましたか。「1週間に何度も」から「全然しなかった」までの5つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ〇を付けてください。意地悪や嫌なことには、いろいろなものがあります。

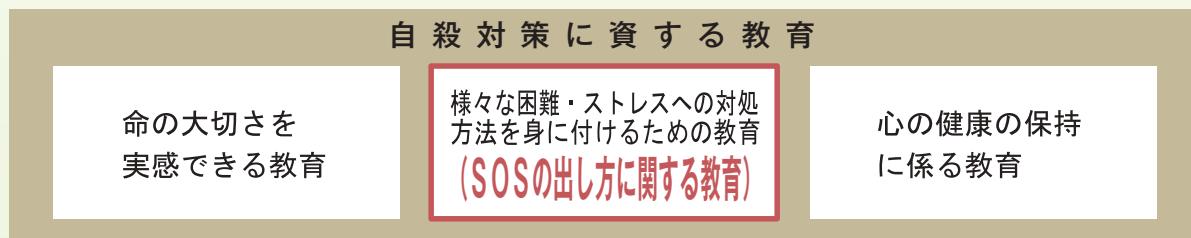
	一週間に何度も	一週間に一回くらい	月に2～3回	今までに1～2回	全然しなかった
ア 仲間はずれにしたり、無視したり、陰で悪口を言ったりした					
イ からかたり、悪口やおどし文句、嫌なことを言ったりした					
ウ 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたり、蹴ったりした					
エ ひどくぶつかったり、叩いたり、蹴ったりした					
オ お金やものをとったり、壊したりした					
カ パソコンや携帯電話で、嫌なことをした					

「SOSの出し方に関する教育」の推進

「SOSの出し方に関する教育」とは、「子供が、現在起きている危機的状況、又は今後起きたり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ができるようにすること」、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的とした教育です。

「SOSの出し方に関する教育」の位置付け

平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱には、「自殺対策に資する教育」として次の3つが示されており、「SOSの出し方に関する教育」はその1つです。



「SOSの出し方に関する教育」の推進

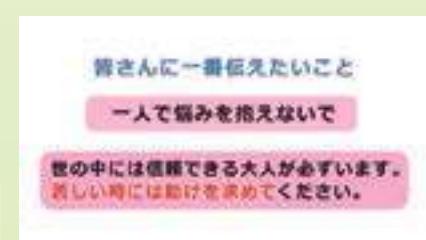
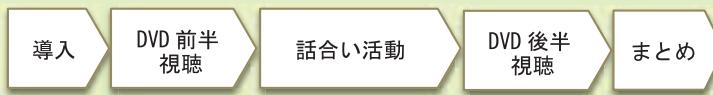
コンセプト 身近にいる信頼できる大人に相談しよう

① DVD教材等を活用した「SOSの出し方に関する教育」

学級活動（ホームルーム活動）、保健体育（保健分野）等の学習と関連させ、各学校のいずれかの学年で年間1単位時間以上実施します。例）小学校6年間の中で1単位時間以上

- 発達の段階に応じて活用できるよう、初等編、中等編、高等編に分かれています。
- 視聴時間は、それぞれ20分程度です。
- 学習指導案やワークシート等も収録されています。

【DVD教材を活用した授業の流れ】



DVD教材の画面例

② 全ての子供たちを対象とした「SOSの出し方に関する教育」

子供が不安や悩みを抱えたときに助けを求めるなど、指導は、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時などに、全ての子供を対象に毎年度繰り返し実施します。

「子供のSOSを受け止め、支援する力」の向上のために

子供が安心して相談できるようにするために、日常から、一人一人の教職員が「子供のSOSを受け止め、支援する力」を高めることが必要です。

以下に、校内研修等の内容例を示します。

校内研修等の内容例

1 ねらい

- 「SOSの出し方に関する教育」のねらいを理解する。
- 児童・生徒から相談を受けたときの受け止め方について考えを深め、日常の教育活動の中で実践できるようにする。

2 研修の流れ（15分間）

活動	留意点
①「SOSの出し方に関する教育」のねらいを理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ○本書100ページを活用し、「SOSの出し方に関する教育」のねらいを確認する。 ○子供にとって、SOSを出しにくい実情があること、子供が安心して相談できるようにするためにには、子供の不安や悩みに対して、全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制が大切であることを押さえる。
②子供から相談を受ける場面を想起し、受け止め方について考える。	<ul style="list-style-type: none"> ○子供から相談を受ける場面を提示する。（例：下巻99ページ） <p>（場面例 生徒Aは、バレー部に所属し、積極的に活動していたが、同じチームの生徒Bたちのミスを厳しく指摘することが多く、次第に仲間から疎まれ、無視されるようになった。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <p>【課題】生徒Aがあなた（教員）に相談してきたら、どのような言葉掛けをしますか。</p> <p>（生徒Aを取り巻く状況の詳細を知らないとします。）</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○どのような言葉掛けをするか個人で考える。 ○二人一組で子供役と先生役になり、相談する場面をロールプレイする。相談を受けた先生役は、受け止める言葉掛けをする。 ○役を入れ替え、同じようにロールプレイする。 ○子供役は先生役から掛けられた言葉を聞いてどう感じたか、互いに伝え合う。 ○下に示した「SOSを受け止めるときの言葉例」を参考にして、効果的な言葉掛けを確認する。 ○子供が安心して相談できるようにするために大切なことは何かを考え、共有する。 <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最後まで丁寧に話をよく聞くこと ・カウンセリングの視点に立った日常からの関わり ・必ず力になることを伝え、悩みの解消に向けて組織で支援すること
③子供のSOSを受け止め、支援するために大切なことについて共通理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ○どのような言葉掛けをするか個人で考える。 ○二人一組で子供役と先生役になり、相談する場面をロールプレイする。相談を受けた先生役は、受け止める言葉掛けをする。 ○役を入れ替え、同じようにロールプレイする。 ○子供役は先生役から掛けられた言葉を聞いてどう感じたか、互いに伝え合う。 ○下に示した「SOSを受け止めるときの言葉例」を参考にして、効果的な言葉掛けを確認する。 ○子供が安心して相談できるようにするために大切なことは何かを考え、共有する。 <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最後まで丁寧に話をよく聞くこと ・カウンセリングの視点に立った日常からの関わり ・必ず力になることを伝え、悩みの解消に向けて組織で支援すること

【参考】SOSを受け止めるときの言葉例

気になる様子が見られたときの言葉例	相手の思いを受け止めるときの言葉例	場合によっては好ましくない言葉例
<ul style="list-style-type: none"> ・どうしましたか？ ・どうしたの？何かつらそうだけど ・なんか元気ないけど大丈夫？ ・何か悩んでいます？よかつたら話して ・何か力になれる事はない？ ・何か悩み事があるんじゃない？ ・もしよかったら、心配なことを話してくれませんか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・つらかったですね ・よく耐えてきましたね ・今までよく頑張ってきましたね ・よく話してくれましたね ・あなたのことが心配 ・力になりたい ・私にできることはある？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・大変でしたね ・頑張れ ・逃げてはだめだ ・そのうちどうにかなるよ ・そんなこと考えちゃだめ <p>※相談しても受け止めもらえないかったと感じる場合があります。</p>



「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」は子供がいじめやSNSの使い方について考えることができるようにするための教材です。東京都教育委員会ホームページに掲載されています。

■ ねらい

子供がいじめ等を受けたときや、見たり聞いたりしたときなどにどのように対処すればよいのかを考えるとともに、相談することの大切さについて理解できるようにする。

■ 活用方法

(1) 授業における活用

ア 教室でストーリーを読ませる。（タブレット等で個別に読ませる。教室で一斉に見る）

イ 自分を見つめ直す。

- ・「主人公へのアドバイスを考えよう」というテーマで話し合う。

- ・ワークシートに、感じたことを自らの経験と結び付けて記入する。

など

ウ 他の情報モラル教材を活用し、考えを広げたり、深めたりする。

エ 発表して共有する。

(2) 授業外における活用

ア 集会などにおいて、「もしも悩んでいるなら、あの時紹介したストーリーをもう一度見てごらん。」と声掛けをする。

イ 長期休業日前において、「親の許可を得てアプリを入れておこう。ストーリーはいつか役に立つよ。」と声掛けをする。

■ 漫画形式の教材の内容

子供が大人にいじめを相談することや、SNSのトラブルについて考える10のストーリーが掲載されています。

これ以上いじめたくないなくて…。



集団暴力に加担しているが、エスカレートしていくことに不安を感じている男子生徒の話

相手の今を思うと…。



身近な人が新型コロナウイルスに感染した際、どのように接したらよいか考える女子生徒の話

無視されたり悪口を言われたりし続けて…。



知らぬ間にいじめの対象になって女子生徒の話

まるでウイルスみたいに…。



新型コロナウイルス感染症に関連するいじめや偏見、差別によって苦しむ男子生徒の話

いじめられている友人がかわいそうで…。



いじめられている友人を助けたい男子生徒の話

グループから外されそうになつて…。



SNS上で仲間外れにされている女子生徒の話

匿名（とくめい）でつぶやいていたら…。



匿名での投稿の悪口がクラスの友達にばれていたりくなった男子の話

■ アプリ教材の内容

子供が困ったときに対処する方法や、いじめなどについて考えるスマートフォン向けアプリを掲載しています。



いじめや、SNSについて9つのストーリーを通して考えるアプリです。



簡単なストレスチェックができるアプリです。東京都いじめ相談ホットラインに電話をかけることができます。

(3)いじめ防止カード等

あなたの心配 LINEで相談

相談ほっと LINE@ 東京

中高生限定 教育相談 17時から22時まで毎日
(受付は21時30分まで)

「友だち登録」していただくと、以下の相談もできます▼

ネット・スマホで困ったら… 生きるのがつらいを感じたら…

15時から21時まで日祝日を除く日
(受付は20時30分まで)

17時から22時まで毎日
※9月と3月は15時から22時まで
(受付は21時30分まで)

QRコード: 0120-1-78302

お問い合わせ番号: 0120-1-78302

東京都教育相談センター
<https://e-sodan.metro.tokyo.lg.jp/>

R2.7

いじめ、学校生活、家族・友人関係などの相談

教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン

対象者: 都内在住・在籍の幼稚から高校生・高校生相当の年齢までの方、その保護者・親族及び教職員

24時間受付

0120-53-8288

お電話からおかけください。

学校問題解決サポートセンター

公立学校や区市町村教育委員会に相談しても解決しない問題について、保護者からの御相談を受け付けております。

保護者対象 03-3360-4195
(9:00～17:00 土日祝日、年末年始を除く)

警視庁 ヤング・テレホン・コーナー (24時間受付) 03-3580-4970
東京都児童相談センター よいこに電話相談 03-3366-4152
(平日9:00～21:00 土・日・祝日 9:00～17:00)

みんなでいっしょに！ 「いじめゼロ」宣言！

いじめはぜったいにゆるされません！
いじめのことなやんだら、だれでも、いつでも、どこでも「東京都いじめ相談ホットライン」に電話してください。
かならず力になります。

「いじめゼロ」！ あなたからはじめよう！

1 いじめられそうになつたら
2 その場からなれよう。
3 あい手の目を見ながら「やめて」と言って立ちさう。
4 あんぜんぬましに行こう。
5 もしもいじめられたら
6 いじめから守ってくれる大人（家そくや学校の先生、スクールカウンセラー）にそうだんしよう。
7 友だちはうだんしよう。
8 いじめがなくなるまで、何度も、そうだんしよう。
9 だれかがいじめられているのを見たら
10 学校の先生にすぐにそうだんしよう。
11 いじめられている人をささえてあげよう。
12 ゆう気を出して、いじめを止めよう。
13 あなたがだれかがいじめているとしたら
14 すぐにやめよう。
15 やめたくても、自分もいじめられるかもしれないといったふあんなどからやめられないときは、大人（家そくや学校の先生）にそうだんしよう。

全国統一の「24時間子供 SOS ダイヤル」

0120-0-78310

中・高生対象

どんな相談でもOK

秘密は守るよ

毎日受付

相談ほっとLINE@東京

対象 都内公私立中・高生のみなさん

開設時間 年初2(2020)年版 毎日

受付時間 平日 5時から午後10時
(受付は午前9時30分まで)

正直相談いじめ、隠匿など、誰かに不都合を抱えたりすると

中・高生限定 教育相談

話し合ってみよう！ あなたの心配

話してみよう！ あなたの心配

電話してみようかな

東京都教育相談センター
<https://e-sodan.metro.tokyo.lg.jp/>

リサイクル適性② リサイクルできます。

(4)児童・生徒、家庭への相談窓口の案内

不安や悩みがあるときは … 一人で悩まず、相談しよう

令和2年12月版

東京都いじめ相談ホットライン

24時間対応 **0120-53-8288**

メール相談 東京都 教育相談 [検索]

東京都教育相談センター

24時間子供 SOS ダイヤル

いじめの問題やその他の子供に関する相談全般
フリーダイヤル なやみいおう
24時間対応 0120-0-78310

全国統一ダイヤル

よいこに電話相談

学校、子育て等、子供に関する相談全般 よいこに
03-3366-4152
聽覚言語障害者相談(FAX) 03-3366-6036
平日 9:00～21:00 土日祝日 9:00～17:00
(年末年始を除く)

東京都児童相談センター

こたエール

ネット・ケータイのトラブル相談 なやみゼロに
電話相談 **0120-1-78302**
LINE相談 アカウント名「相談ほっとLINE@東京」
メール相談 こたエール [検索]
月～土 15:00～21:00(祝日・年末年始を除く)
メール相談は、24時間受付

話してみなよ 東京子供ネット

いじめ、体罰、虐待等の子供の人権侵害に関する相談
フリーダイヤル はなして みなよ
0120-874-374
平日 9:00～21:00 土日祝日 9:00～17:00
(年末年始を除く)

東京都児童相談センター（子供の権利擁護専門相談事業）

ヤング・テレホン・コーナー

非行、いじめ、不登校、犯罪被害等に関する相談
24時間対応 **03-3580-4970**
◆月～金 8:30～17:15 専門の担当者(心理職、警察官)
◆夜間、土日祝日 宿直の警察官が対応

警視庁 少年相談室

こころの電話相談室

子供の行動や心の発達等に関する相談
042-312-8119
月～木 9:30～11:30 13:00～16:30
(金土日祝日、年末年始を除く)

東京都立小児総合医療センター

こころの電話相談

心の健康に関する相談
港、新宿、品川、目黒、大田、世田谷、渋谷、中野、杉並、練馬
03-3302-7711

千代田、中央、文京、台東、荒川、板橋、足立、葛飾、江戸川、島しょ地域
03-3844-2212

多摩地域
(23区、島しょ地域以外)
042-371-5560

東京都立精神保健福祉センター

学校問題解決サポートセンター

保護者向け相談窓口
03-3360-4195
平日 9:00～17:00
(土日祝日、年末年始を除く)

東京都教育相談センター

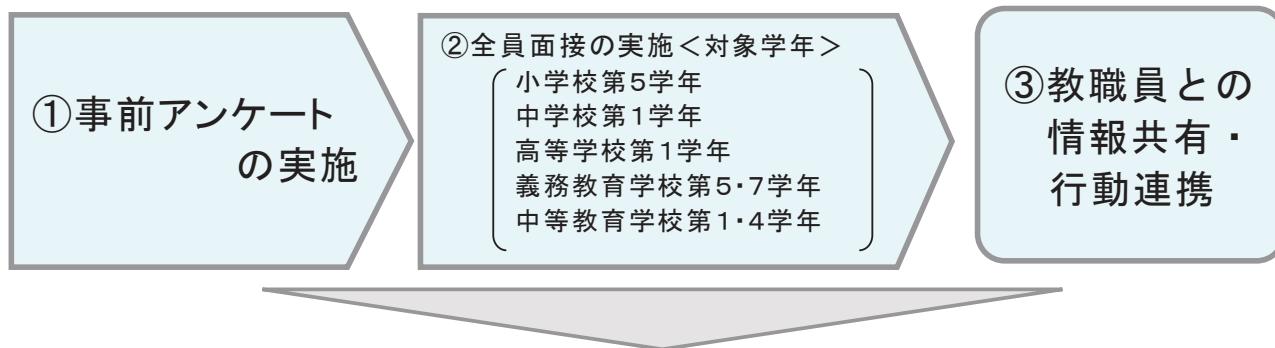
不安や悩みは誰にでもあります。身近にいる信頼できる大人や、上にある相談機関に相談してみましょう。

スクールカウンセラーによる児童・生徒全員面接の進め方（例）

<実施の目的>

- 1 児童・生徒とのつながりの構築
- 2 「相談すること」への抵抗感の低減と相談しやすい環境の整備
- 3 児童・生徒理解及び実態把握

【全員面接の流れ】



①事前アンケート項目の例

(いつもそうだ・ときどきそうだ・あまりそうではない・全くそうではない)

- a 学校は楽しい。
- b とてもよく眠れる。
- c おなかや頭が痛くなることがある。
- d 勉強や進学のことで悩んでいる。
- e いじめられている気がする。
- f 学校に行きたくないと思うことがある。
- g 家族と話すのが好きだ。
- h 先生に言いたいけれど言えないことがある。
- i 教室は居心地がよい。
- j 気になることや悩んでいることがある。

◎学校・学年状況に合わせて、簡易な事前アンケートを実施して面接の参考資料とすると効果的である。

②全員面接実施上の留意点

- 毎年度当初に、スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。
- 1対1の個別面接かグループ面接（5～8人程度）で行うかについては、学年規模や児童・生徒の実態等を踏まえて計画する。
- 実施時間（昼休みや放課後等）や面接場所、実施期間について関係教員とよく話し合って決定する。
- 児童・生徒及び保護者に、目的や実施方法等を説明・周知してから実施する。
- 日頃のスクールカウンセラーによる相談活動とのバランスを工夫する。

③教職員との情報共有上の留意点

- 事前に担任や学年会等との情報共有の方法について、打合せを実施する。
- 心配な児童・生徒については、担任と共に理解した上で継続面接を促す。
- 学校いじめ対策委員会でも情報を共有できるよう、スクールカウンセラーは常時、当該委員会と連携を図る。

スクールカウンセラー全員面接 Q&A

スクールカウンセラーによる全員面接の実施について、これまでに学校等から問合せのあった内容と回答をまとめました。

Q 1 スクールカウンセラーによる全員面接を行う目的は何ですか。

A 1 全員面接は、児童・生徒とスクールカウンセラーとのつながりをつくることを通して、児童・生徒がスクールカウンセラーに相談しやすい環境を整備することにより、いじめの未然防止や早期対応を図ることを目的としています。

Q 2 小学校5年生、中学校1年生、高等学校1年生を全員面接の対象とするのは、どうしてですか。

A 2 小学校では高学年に進級した時期、中学校・高等学校では入学したばかりの時期に、学校生活への不安や人間関係上の悩みを抱くことが想定されるため、全員面接を通して子供たちに、「相談してもよい」という安心感をもたせることで、学校におけるいじめ防止等の対応につながっていくと考えます。

なお、児童・生徒数等の実態に応じて、その他の学年も全員面接の対象とするなど、各学校で工夫して実施してください。

Q 3 スクールカウンセラーだけで全員面接を行うと時間がかかるてしまうので、管理職、担任、養護教諭などが分担して実施することはできますか。

A 3 ここでの全員面接は、児童・生徒が心理や教育相談の専門家であるスクールカウンセラーに相談しやすい環境を整備することを目的の一つとしていることから、全員面接を教員等が分担することは適切ではありません。

Q 4 本市では、東京都公立学校スクールカウンセラーに加えて、別の曜日に市の教育相談員（カウンセラー）が配置されています。2人で分担して、全員面接を実施してもよいのですか。

A 4 心理や教育相談の専門家として学校に配置されている方であれば、分担して全員面接を実施することは可能です。

その際は当該の教育相談員と連携を十分に図りながら、学校全体で情報を共有するようしてください。

Q 5 本校には、スクールカウンセラーに加えて、大学で心理学を専攻している学生を配置しています。こうした方に、全員面接や基準人数を超える児童・生徒数分の全員面接支援スタッフとしての面接をお願いすることはできますか。

A 5 現に大学で心理学を学んでいる学生は、資格等の取得見込者であることが多く、現時点では必ずしも専門性が高いとは言えないと考えます。

(5)スクールカウンセラーによる全員面接の進め方

これらの方々に、大人から見えにくいいじめの未然防止や早期発見も目的として実施する全員面接をお願いすることは、適切ではありません。

Q 6 夏季休業日前までを目途に実施すると示されていますが、本校は児童・生徒数が多いため、この期間中で全員面接を終了することは難しい状況です。いつまでに終わらせればよいのですか。

A 6 全員面接の実施時期としては、原則として年度始めから夏季休業日前までを目途に実施すると示していますが、児童・生徒数等学校の実態によって、終了の時期が9月以降になることもあります。

各学校において、できる限り早い時期に実施してください。

Q 7 面接を嫌がる児童・生徒がいた場合、どのような対応をすればよいのですか。

A 7 面接を嫌がったり、話をしたがらなかったりする児童・生徒に対しては、学校と保護者との十分な相談により、時期や時間を変更して実施する、保護者を含めた三者面談を実施するなど、実態に応じて柔軟に対応してください。

なお、こうした児童・生徒に対しては、学校への信頼関係を通して相談しやすい環境を築くことができるよう、外部機関との連携も含め、継続的に支援を行うことが大切です。

Q 8 実施方法には、定期健康診断（体力測定）等の活用が示されていますが、本校では、昨年度の早い時期に校医の予定を確認し、健康診断の日程を決めており、スクールカウンセラーの勤務日との調整が難しい状況です。実施方法は、学校で工夫してよいのですか。

A 8 実施方法として示している例は、あくまでも参考として示したものですが、年度当初のできるだけ早い時期に実施できるように、各学校において実施方法を工夫してください。

Q 9 全員面接に当たって、事前に児童・生徒にアンケートや問診票等に必要事項を記入させてから実施しなければなりませんか。また、実施する際には、どのような配慮が必要ですか。

A 9 限られた時間内に全員面接を効率的に実施するとともに、早急な対応が必要な事例を抽出するための工夫としてアンケート例を示していますが、こうした事前の聞き取りを必ず実施することを求めるものではありません。

実施する場合には、児童・生徒にとって記入することが負担にならないよう内容を精選することや、記入された内容について校内で情報の共有化を図ることが大切です。

Q 10 本校は、全員面接対象の児童・生徒数が基準人数を超えているので、スクールカウンセラーに加えて、全員面接支援スタッフを申請したいのですが、どのようにお願いすればよいのですか。

A 10 全員面接支援スタッフの追加派遣を希望する場合は、定められた様式により、東京都教育相談センターに申請してください。申請に基づき、同センターからは、校種別の基準人数を超える部分について、児童・生徒3人につき1時間を基本として、全員面接支援スタッフを派遣します。

その場合、校内での継続的な支援の視点から、可能な限り自校のスクールカウンセラーが勤務日とは別の日程に来校して面接を行うなどが望ましいと考えています。ただし、そうした方法が困難な場合については、東京都教育相談センターに、人選を含めて派遣を依頼していただくことになります。

Q11 本校のスクールカウンセラーではない全員面接スタッフが、児童・生徒から、いじめを受けているなどの相談を受けた場合は、どのように対応すればよいですか。

A11 派遣の全員面接支援スタッフに全員面接の一部をお願いする場合は、スクールカウンセラーはもとより、管理職や教育相談担当教員等と十分に連携を図り、確実に情報を共有することが大切です。

当該スタッフが、児童・生徒からいじめ等の相談を受けた場合は、改めてスクールカウンセラーが当該の児童・生徒から話を聞いた上で、教職員が事実確認をするなど、学校として確実に対応してください。

Q12 グループ面接の人数として5～8人程度と示されていますが、人数の上限はあるのですか。

A12 グループ面接の人数の上限を示してはいません。

児童・生徒が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境を作るという全員面接の目的を踏まえ、学校の実態に応じて実施していただきたいと考えています。

ただし、スクールカウンセラーが各教室を回り、自己紹介を兼ねて話すことのみをもって全員面接とする方法などは適切ではありません。

Q13 本校のスクールカウンセラーは、相談者が多く、毎回予約で一杯な状況です。全員面接を行うことにより、こうした相談に対応できなくなることも考えられますが、こうした場合、どのような工夫が考えられますか。

A13 スクールカウンセラーによる全員面接と日頃の相談対応とのバランスについては、相談状況等の実態に応じて、全員面接を少人数のグループ単位で効率的に実施するなどの方法により、工夫して対応してください。

Q14 本校では、養護教諭が教育相談の窓口を担当しています。全員面接の日程調整等について、担当者のみに負担が集中しないようにするためには、どのような配慮が必要ですか。

A14 全員面接は、校長の責任の下に学校として実施するものです。直接面接業務に当たるのはスクールカウンセラーですが、その運営、情報共有、その後の対応等については、教職員全体で行うこととなります。

全員面接の円滑な実施のために、当該学年や教育相談を担当する委員会等を中心に、教職員が連携して組織的に対応するよう御配慮ください。

(6) 子供の不安や悩みの受け止め方に関する保護者向けリーフレット

団体組織

アーケード、スクリーン、アーチ

講習会

東京都の条例の関係機関

規則等、法律、条例、規則等

連携機関、連絡機関

連絡機関

「どうしたの？」一声かけてみませんか

～子供の不安や悩みに寄り添うために～

保護者向けリーフレット

学校のほかに相談できるところは？ 様々な公的機関で相談に応じています

子供の育ちを支える地域の支援機関

支援機関	概要
東京都教育相談センター (東京都教育庁)	いじめ、学校生活、家族・友人関係などに関する相談を受け付けています。 対象者は、都内在住・在籍の幼児から高校生相当の年齢までの方、その保護者・親族及び教職員です。
児童相談所 (東京都福祉保健局) (一部の特別区)	児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置される行政機関です。 原則18歳未満の子供に関する相談や通告について、子供本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからも受け付けています。
少年センター (警視庁)	都内には8か所の少年センターがあります。 子供の非行などの問題でお悩みの方や、いじめや犯罪等の被害に遭い、精神的ショックを受けている少年のために、心理専門の職員が「秘密厳守」、「無料」で相談に応じています。
子供家庭支援センター (各区市町村)	子供と家庭の問題に関する総合相談窓口です。 18歳未満の子供や子育て家庭のあらゆる相談に応じるほか、ショートステイや一時預かりなど在宅サービスの提供やケース援助、サークル支援やボランティア育成等を行っています。地域の子育てに関する情報もたくさんもっています。
民生委員・児童委員 (各区市町村)	都内の各地域に配置され、地域にお住まいの子育てに悩んでいる人、生活に困っている人、高齢者・障害者などの福祉に関する様々な相談に応じ、福祉事務所や児童相談所など各種関係機関への橋渡しなど必要な支援活動を行っています。

詳細は、都内各自治体及び最寄りの各支援機関へお問い合わせください。

令和2年9月 東京都教育局指導部・地域教育支援部

指導部指導企画課・地域教育支援部生涯学習課

子供の変化に気付いたら

「子供はあなたからの『声かけ』を待っているかもしません

気にかかる様子が見られたときの声のかけ方

「どうしたの？ 何か辛うじて、とても心配してるよ。」

「なんか元気がないようだけだと大丈夫？」 「力になれることがありますある？」



聞いてくれて
聴いた！
安心した！

思いを受け止める時の言葉の例

「よく話してくれたね、大変だったわ。」

「辛かったわ、よく耐えましたね。」

「今までよく頑張ってましたわ。」

OK!

子供にとっても、自分の
想いを言葉にしてみると、
自分の思っていることが
整理されて、心の苦しさが
軽くなります。

学校に相談し、学校と協力することが大切です。

子供の様子が気になるときは、まずは学校に相談してみましょう。家庭以外での子供の様子を知ることにより、自分では気が付かなかった視点や対応方法に気付くことがあります。学校には、学級担任や、学年主任、養護教諭、心理の専門家（スクールカウンセラー等）、管理職など様々な教職員がいます。

保護者の方が相談しやすい先生にお話しください。

保護者の皆さまの心の安定が大切です



子供を心配するあまり不安になり過ぎたりしていませんか？
子供が安心して過ごせる家庭生活には、保護者自身の気持ち
が安定していることが大切です。

- ・自分自身を責め過ぎないようにしましょう
- ・信頼できる人に相談してみましょう

不安や悩みへの対処について学校ではこのような指導をしています

不安や悩みは誰にでもあることです。
勉強や進路 順や体形
自分の性格 友達や異性
家族

ストレスへの対処の
方法はいろいろあるよ
自分の不安や悩みに気付き、
ストレスに対処するために様々な
経験をすることは、心の発達の
ために大切なことです。

どんな小さなことでも、心配な
ことがある場合には、身近にいる
信頼できる大人に相談してみま
しょう。
保護者
スクールカウンセラー
学級担任
養護教諭



不安や悩みがあるときは … 一度で悩まず、相談しよう

この資料は、都内の全ての
公立学校を通じて、定期的に
子供たちに案内しています。
資料には、心理等の専門家や
各種支援機関への相談先が記
載されています。



詳しくは・・・
家庭で学ぶ不安や悩み（ストレス）への対処について

検索

東京都教育委員会ホームページに掲載しています。